

第 42 号 議 案

長崎県公立大学法人の中期目標〔第 4 期〕の一部変更について

長崎県公立大学法人の中期目標〔第 4 期〕の一部を次のとおり変更するものとする。

中期目標変更の内容

次の表に掲げる目標の変更部分は、下線の部分である。

変更後	変更前
IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 1 評価の充実に関する目標 (19) 厳格な自己点検・自己評価と外部評価の活用による法人運営の改善 中期目標及び中期計画の達成状況について、厳格な自己点検・自己評価を実施するとともに、法人評価委員会や認証評価機関による評価結果を法人運営の改善に結びつける。	IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 1 評価の充実に関する目標 (19) 厳格な自己点検・自己評価と外部評価の活用による法人運営の改善 中期目標、 <u>中期計画及び年度計画</u> の達成状況について、厳格な自己点検・自己評価を実施するとともに、法人評価委員会や認証評価機関による評価結果を法人運営の改善に結びつける。

令和 6 年 2 月 20 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

(提案理由)

地方独立行政法人法の改正に伴い、長崎県公立大学法人の中期目標の一部を変更しようとするものであり、同法第25条第3項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。